

令和 4 年度 低所得の子育て世帯生活支援 特別給付金について

 住民課 住民年金係
 65・3301

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世代の雇用動向が悪化しており、失業や収入減少の中で子育ての負担も担わなければならない低所得の子育て世帯を支援するため、給付金を支給しています。

【支給額】 児童 1 人当たり 一律 5 万円

【支給対象者】 令和 4 年 3 月 31 日時点で、18 歳未満の児童（障がい児の場合、20 歳未満）を養育する父母などで下記の要件に該当する方（令和 5 年 2 月 28 日までに生まれた新生児も対象）

〈ひとり親世帯分〉			
児童扶養手当の支給要件に該当しているお子さんを監護などしている方であって、①～③のいずれかに当てはまる方（ひとり親世帯以外の同給付金を受け取った方を除く）			
	支給対象者	申請の要否	申請期限など
①	令和 4 年 4 月分児童扶養手当受給者	不要	令和 4 年 6 月 24 日支給済
②	公的年金などの受給により令和 4 年 4 月分児童扶養手当の支給を受けていない方（※注 1）	必要	令和 5 年 2 月 28 日（火）必着
③	令和 2 年の収入が、所得制限限度額を上回っていたため、令和 4 年 4 月分の児童扶養手当は支給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が①と同じ水準となっている方（令和 4 年 4 月以降に児童扶養手当を受給することになった方を含む。）		

〈ひとり親世帯以外分〉			
①～②のいずれかに当てはまる方（ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）			
	支給対象者	申請の要否	申請期限など
①	令和 4 年 4 月分児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税（均等割）非課税の方（公務員を除く）	不要	令和 4 年 7 月 19 日支給済
②	下記の（ア）～（ウ）に該当する方で住民税（均等割）非課税の方または新型コロナウイルス感染症の影響で令和 4 年 1 月 1 日以降収入が急変し、住民税（均等割）非課税相当の収入となった方。 （ア） 高校生の児童のみを養育している方 （イ） 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日までに出生した児童がいる方（※注 2） （ウ） 公務員の方	必要	令和 5 年 2 月 28 日（火）必着 （※注 2） 令和 5 年 2 月に出生した児童に限り、申請期限は令和 5 年 3 月 15 日（水）必着

※注 1 収入等受給要件を満たす場合は該当になりますので、まずは申請してください。

【提出書類】 (1) 申請書 (2) 請求者本人確認書類の写し (3) 受取口座を確認できる書類の写し (4) 収入見込み額申立書または所得見込み額申立書（家計急変の方のみ）

【制度全般の問合せ先】 ◎厚生労働省コールセンター  0120 - 400 - 903（平日 9 時～ 18 時）